



宿泊税に関するお知らせ



旅行業関係の皆様へ




Go Nature. Go Nagano.

長野県



長野県宿泊税の概要



(目的)

県が目指す世界水準の山岳高原観光地の実現に向け、観光資源の充実、旅行者の受入環境整備その他の観光振興を図る施策に要する費用に充てるため宿泊税を導入します。

(制度の概要)

項目	内容
名称	長野県宿泊税(法定外目的税)
課税客体	宿泊行為
納税義務者	長野県に所在する以下の施設に宿泊する者 ・旅館業法に規定する旅館・ホテル、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設(民泊)
税率・税額	1人1泊あたり300円(施行日から3年間は200円) ※ 松本市、軽井沢町、阿智村、白馬村及び野沢温泉村内においては、県税は150円(施行日から3年間は100円)となりますが、別途市町村により宿泊税が課税されます。各市町村の税率・税額については、次ページをご参照ください。
免税点	6,000円未満の宿泊料金(素泊まり、税抜き)の場合は課税しません
課税免除	(1)学校の教育活動又は研究活動として宿泊する場合 (2)保育所等の施設の主催する行事として宿泊する場合 (3)地方公共団体の長又は教育委員会が認証等をするフリースクールが主催する行事として宿泊する場合 ※(1)～(3)のいずれも、学校・施設の長の証明が必要
制度開始日	令和8年(2026年)6月1日の宿泊分から ※課税開始日より前に予約があった場合でも宿泊税が課税されます

独自に課税を行う市町村の税率・税額について

市町村名	1人1泊当たりの宿泊料金 (いずれも素泊まり・税抜き)	県と市町村の合計税率 ※1 (~R11.5.31宿泊まで)	県と市町村の合計税率 ※2 (R11.6.1宿泊以降)
松本市	6,000円未満	—	—
	6,000円以上	200円	300円
軽井沢町	6,000円未満	—	—
	10,000円未満	200円	300円
	100,000円未満	250円	350円
	100,000円以上	700円	800円
阿智村	6,000円未満	—	—
	6,000円以上	300円	350円
白馬村	6,000円未満	—	—
	20,000円未満	200円	300円
	50,000円未満	400円	500円
	100,000円未満	900円	1,000円
	100,000円以上	1,900円	2,000円
野沢温泉村	6,000円未満	—	—
	6,000円以上	1人1泊当たりの宿泊料金の3.5%	1人1泊当たりの宿泊料金の5.0%

※1:うち100円が県税 ※2:うち150円が県税

ご協力をお願いしたいこと

(1) 予約サイト等での宿泊税の表示にご協力をお願いします。

- ・ 予約申し込み画面に、宿泊税の有無について掲載する。
- ・ 宿泊税の支払い方法を掲載する(クレジットカード払いや現地払いなど)。
- ・ 予約サイトに長野県や独自に課税を行う市町村の宿泊税の概要やHPのリンクを掲載する。
(リンク先URLは、P6の「お問い合わせ先」をご参照ください。)



(2) 宿泊施設への確認にご協力をお願いします。

- ・ 予約サイトの販売価格設定時、宿泊税を含めるか等について宿泊施設に確認する。
- ・ 宿泊施設が企画するプランに、宿泊税が含まれているか等を確認する。



(3) 領収書への宿泊税の記載にご協力をお願いします。

宿泊税を事前決済した場合、宿泊料金の領収書等には、宿泊税及びその税額を表示する。

※ 日本語表記は「宿泊税」、英語表記は「Accommodation Tax」です。



ご協力をお願いしたいこと



(4) 課税免除の手続き等のご案内にご協力をお願いします。

下表に掲げる活動については、課税免除の対象となります。

課税免除を受けるには、必ず「学校の教育活動又は研究活動であること等の証明書」(証明書のイメージは、次ページに掲載)を宿泊施設に提出する必要がありますので、該当する宿泊者へ手続きのご案内をお願いします。

対象の宿泊	対象施設	対象者
学校の教育活動又は研究活動としての宿泊 (例)修学旅行、部活動・サークル活動の合宿	幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校	・学校の幼児、児童、生徒、学生 ・上記の者の引率者
保育所等の施設が主催する行事としての宿泊 (例)お泊まり保育	保育所、幼保連携型認定こども園、家庭的保育事業・小規模保育事業・居宅訪問型保育事業・事業所内保育事業を行う施設、認可外保育施設	・満3歳以上の幼児 ・上記幼児の引率者
フリースクールが主催する行事としての宿泊 ※対象となるフリースクールは県HPに掲載予定です	地方公共団体が認定・認証しているフリースクール ※認定・認証を受けていることを証する書類(写し)の提出が必要です	・フリースクールの児童又は生徒 ・上記の者の引率者

※ 現時点では、部活動地域展開後の地域クラブ活動に伴う宿泊は、課税免除の対象外ですが、今後の取り扱いについては検討中です。



引率者とは、学校教育法上の観点から生徒等の引率を行う学校関係者や、心身の障害等により介助を必要とする生徒等の介助をする看護師や保護者等であり、旅行業者の添乗員やカメラマン、応援のための保護者等は課税免除の対象外となります。

ご確認をお願いしたいこと

学校の教育活動又は研究活動等であることを証明書 ^{※1}	
宿 泊 日	年 月 日 から 年 月 日まで ^{※2} () 泊 ^{※3}
学 校 等 の 種 別	☐ 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、 特別支援学校、大学、高等専門学校 ^{※4}
	☐ 保育所 ^{※5}
	☐ 幼保連携型認定こども園 ^{※6}
活 動 の 概 要	☐ 保育施設（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は 事業所内保育事業を行う施設並びに認可外保育施設） ^{※7}
	☐ 地方公共団体の長又は教育委員会が認証等をするフリースクール（※1） ^{※8}
	☐ 修学旅行 ^{※9}
	☐ 学校行事（保育所、幼保連携型認定こども園、保育施設、フリースクールの ^{※10} 主催行事を含む） ^{※11}
宿 泊 施 設 名 称 ^{※12}	☐ 部活動・サークル活動（※2）、課外活動 ^{※13}
	☐ その他の活動（ ） ^{※14}
課税免除対象の 宿泊人数（※3） ^{※15}	
備 考 ^{※16}	

※1 単に、地方公共団体等から補助金を受けているというだけでは対象になりません。地方公共団体等が設置する施設（又はこれに類するもの）の基準を満たすフリースクールが対象になります。^{※17}

※2 対象となる部活動・サークル活動は以下全ての要件を満たすものをいい、いわゆる地蔵クラブ活動は含まれません。
①小学校から高等学校の場合^{※18}
・学校の教育計画に基づいて行われる活動であること^{※19}
②高等専門学校及び大学の場合^{※20}
・学校の長により設立が承認された学内の学生団体であること^{※21}
・学校の長にあらかじめ承認された、当該団体の作成する活動計画に基づいて行われる活動であること^{※22}

※3 課税免除対象の宿泊人数には、教育活動又は研究活動等に参加している方及び引率の方が含まれています。^{※23}
・引率の方とは、学校教育上の観点から生徒等の引率を行う学校関係者や、心身の障害等により介助を必要とする生徒等の介助をする養護師や保護者等をいい、旅行業者の引率員やカメラマン等は該当しません。^{※24}
・なお、宿泊料金が6,000円未満（宿泊まり・税抜き料金）の方の宿泊については宿泊費が課税されませんので、課税免除の宿泊人数への記載は不要です。^{※25}

※4 上記の宿泊については、長野県宿泊税条例第3条に規定する、教育活動若しくは研究活動又は施設が主催する行事（満3歳以上の幼児が参加するもの）に該当するものであることを証明します。

年 月 日^{※26} 所在地^{※27}

学校名又は施設名^{※28}

学校長名又は施設長名^{※29} 印^{※30}

<留意点>

- ・学校の長名又は施設の長名の押印が必要です。
- ・部活動・サークル活動は、次の要件を満たす場合に限り課税免除の対象となります。
 - (1)小学校から高等学校の場合
 - ・学校の教育計画に基づいて行われる活動であり、学校の長がその旨を証明していること
 - (2)高等専門学校及び大学の場合
 - ①学校の長により設立が承認された学内の学生の団体であること
 - ②学校の長にあらかじめ承認された、当該団体の作成する活動計画に基づいて行われる活動であり、学校の長が、上記の①及び②について証明していること
- ・独自に課税を行う市町村における課税免除の手続きについては、各市町村のHPをご参照ください。
(当該市町村の様式で証明書を提出することにより、県の様式による証明は不要になります。)
- ・宿泊料金が6,000円未満(素泊まり・税抜き料金)の場合は、宿泊税が課税されませんので、証明書の提出は不要です。



お問い合わせ先

【長野県】

<宿泊税の使途、広報、課税免除に関する事>

● 観光スポーツ部山岳高原観光課 企画経理係 TEL:026-235-7247

HP: https://www.pref.nagano.lg.jp/kankoki/syukuhakuzei/zei_gaiyou.html

<宿泊税の手続きや納税に関する事>

● 長野県 総務部税務課 課税係 宿泊税担当 TEL:026-235-7048

HP: https://www.pref.nagano.lg.jp/zeimu/syukuhakuzei_tebiki-youshiki.html

【独自に課税を行う市町村】

- | | | |
|----------------|-------------|----------------------|
| ➤ <u>松本市</u> | 市民税課庶務担当 | TEL:0263-33-4218 |
| ➤ <u>軽井沢町</u> | 税務課地域振興税係 | TEL:0267-45-8514 |
| ➤ <u>阿智村</u> | 出納室 税務係 | TEL:0265-43-2220(代表) |
| ➤ <u>白馬村</u> | 税務課課税係宿泊税担当 | TEL:0261-85-0712 |
| ➤ <u>野沢温泉村</u> | 総務課税務係 | TEL:0269-85-3111 |